令和元年度

地域管理経営計画・国有林野施業実施計画(案)

の概要

令和2年3月 北海道森林管理局

I 森林計画制度の概要

〇 森林計画の体系

政府

森林·林業基本計画

(20年程度を見通した計画)

●長期的かつ総合的な政策の方向・目標



農林水産大臣

適合して

全国森林計画(15年計画)

- ●国の森林関連政策の方向
- ●地域森林計画等の規範

調和して

農林水産大臣

国有林野の管理経営に関する基本計画 (10年計画)

●国有林野の管理経営の基本方針

即して

都道府県知事

地域森林計画(10年計画)

- ●都道府県の森林関連政策の方向
- ●伐採、造林、林道、治山事業の 目標等
- ●市町村森林整備計画の規範

即して

森林管理局長

国有林の地域別の森林計画

(10年計画)

- ●国有林の森林整備の方向
- ●伐採、造林、林道、治山事業の 目標等

調和して

森林管理局長 **地域管理経営計画**

即して

(5年計画)

●国有林野の管理経営の 方向等

適合して

市町村長 市町村森林整備計画 (10年計画)

- ●市町村内の森林整備の 方向
- ●伐採、造林、路網の整備の目標等

森林経営計画(5年計画)

森林所有者

- ●森林施業の長期の方針
- ●伐採、造林、路網の整 備の目標等

地域の意見を聴取

即して

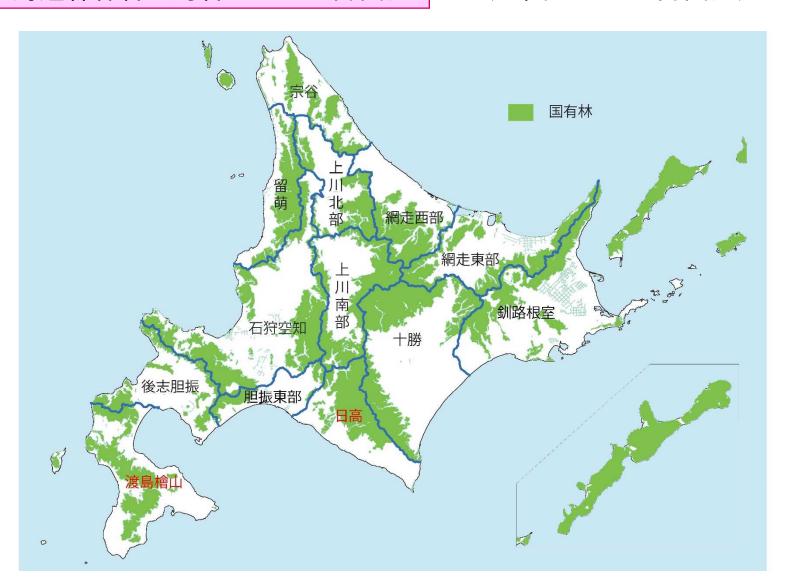
森林管理局長 **国有林野施業実施計画** (5年計画)

●国有林野の伐採、造林等 の箇所別計画量等

〇 森林計画区

北海道森林管理局管内は13計画区

(全国で158計画区)



〇 各計画の内容

国有林に関する計画の主な計画事項

国有林の地域別の森林計画

(10年計画)

- 〇 森林の整備に関する事項
- 〇 森林の保全に関する事項
- 〇 伐採、造林、林道、治山事業等の計画量

地域管理経営計画

(5年計画)

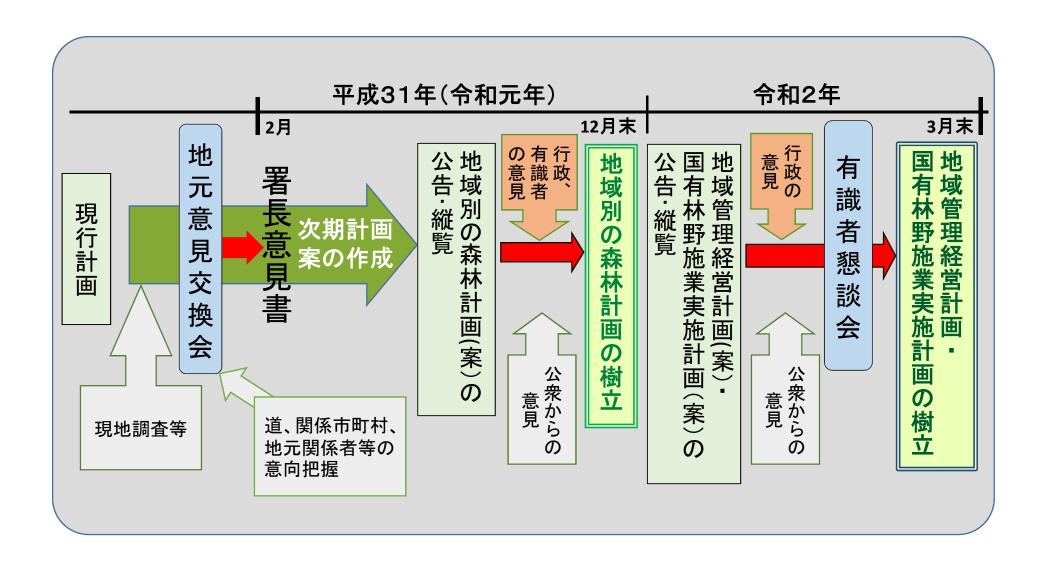
- 〇 機能類型に応じた管理経営の指針
- 〇 伐採、造林、保育、林道開設等の事業総量
- 国有林野の維持・保存に関する事項(保護林の設定・管理の方針等)
- 国有林野の活用に関する事項(レクリエーションの森の設定・管理の方針等)

国有林野施業実施計画

(5年計画)

- 国有林野の伐採、造林、林道、治山事業等の箇所別計画量
- 〇 保護林、レクリエーションの森等の区域
- 〇 森林共同施業団地の区域や連携した施業の内容

〇 森林計画の策定プロセス



Ⅱ 樹立する地域管理経営計画(案)の概要

計画期間:令和2~6年度

国有林野の管理経営の理念 (地域管理経営計画(案)の「はじめに」より)

国有林野の管理経営の目標は、

- ①公益的機能の維持増進
- ② 林産物の持続的・計画的な供給
- ③ 地域産業の振興や住民福祉の向上への寄与

森林に対する国民の要請は、

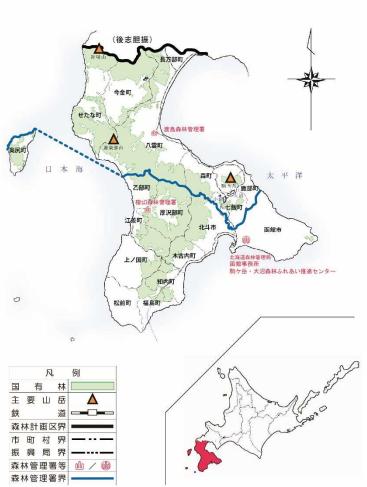
公益的機能の発揮に重点を置きつつ、多様化

これらを踏まえ、国有林野事業は、国有林野を「国民の森林」とすべく、

- ・公益重視の管理経営の一層の推進
- ・組織・技術力・資源を活用した、林業の成長産業化への貢献を進めていく。

〇 渡島檜山森林計画区の概況

人·天別面積 (fha)

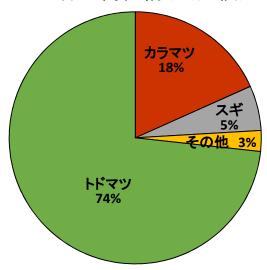


渡島檜山森林計画区の位置図



※「齢級」とは林齢を5年で括った階級を表す。

人工林の樹種構成(面積)



〇 日高森林計画区の概況

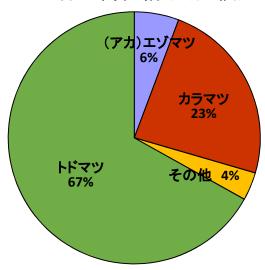
人·天別面積 (fha)





※「齢級」とは林齢を5年で括った階級を表す。

人工林の樹種構成(面積)



地域管理経営計画の構成

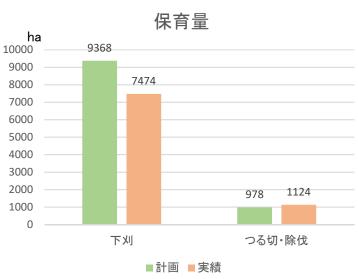
- 1 国有林野の管理経営に関する基本的な事項
 - (1)国有林野の管理経営の基本方針
- (2)機能類型に応じた管理経営に関する事項
- (3)森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項
- (4)主要事業の実施に関する事項
- (5)その他必要な事項

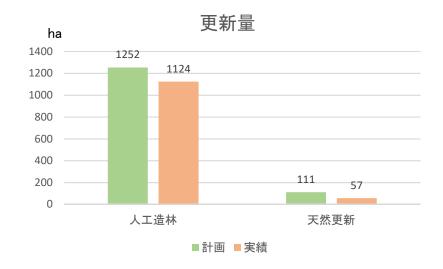
2 国有林野の維持及び保存に関する事項

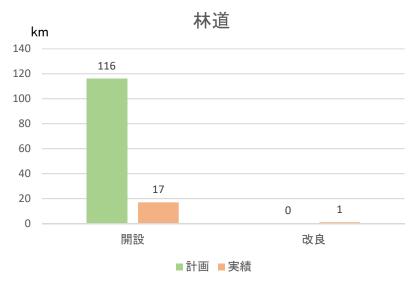
- (1)巡視に関する事項
- (2)森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項
- (3)特に保護を図るべき森林に関する事項
- (4)その他必要な事項
- 3 林産物の供給に関する事項
 - (1)木材の安定的な取引関係の確立に関する事項
 - (2)その他必要な事項
- 4 国有林野の活用に関する事項
 - (1)国有林野の活用の推進方針
 - (2) 国有林野の活用の具体的手法
- 5 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に行う民有林野の整備及び保全に関する事項
- 6 国民の参加による森林の整備に関する事項
 - (1)国民参加の森林に関する事項
 - (2)分収林に関する事項
 - (3)その他必要な事項
- 7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項
 - (1)林業技術の開発、指導及び普及に関する事項
 - (2)地域の振興に関する事項

現行計画(平成27~令和元年度)の評価〔渡島檜山計画区〕

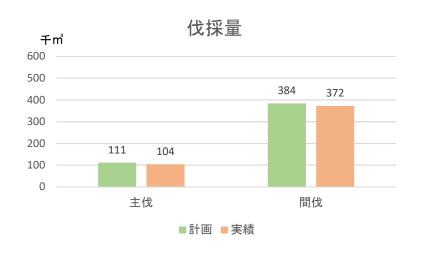


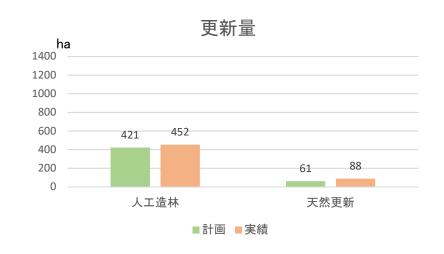


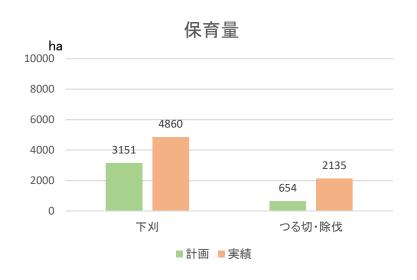


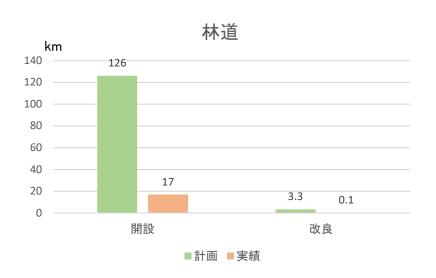


現行計画(平成27~令和元年度)の評価 〔日高計画区〕









(1) 国有林野の管理経営の基本方針

機能類型区分を踏まえた森林の適切な整備と保全により、次の方針の下、<mark>持続可能な森林経営</mark>に取り組んでいく

① 生物多様性の保全

希少な野生生物の生育・生息環境 への配慮など

② 森林生態系の生産力の維持

適切な主伐・間伐の実施、天然力を 活用した確実な更新など

③ 森林生態系の健全性と活力の 維持

病虫害・鳥獣害対策、森林火災の 予防など

4 土壌及び水資源の保全・維持

山地災害からの早期復旧、適切な施業方法の選択など

⑤ 地球温暖化防止への森林の寄与 の維持

育成林の整備と天然生林の保全、 木材利用の推進

6 社会・経済的便益の維持・増進

レクリエーションや森林との ふれあいの場の提供など

⑦ 持続可能な森林経営のための 制度的枠組

森林計画制度の適切な運用

(2)機能類型に応じた管理経営に関する事項

- ・個々の国有林野を、その重視すべき機能に応じて区分し、各機能の発揮を 目的とした管理経営を行う。
- ・具体的には、「各機能類型に応じた管理経営の指針」(地域管理経営計画の 別冊)により取り扱う。

① 山地災害防止タイプ

(土砂流出・崩壊防備エリア)

- ・山地災害防止及び土壌保全機能の発揮を第一とすべき 森林
- ・下層植生の発達を促進するため、適度な陽光が林内に 入るように密度管理
- ・必要に応じ、治山施設を整備

(気象害防備エリア)

- ・風害、霧害等の気象災害の防止の機能の発揮を第一と すべき森林
- ・遮蔽能力が高く、諸害に対する抵抗力が強い森林を育成



治山工事 (檜山署)



兜野地区海岸保安林 (渡島署)

(2)機能類型に応じた管理経営に関する事項(つづき)

② 自然維持タイプ

- ・生物多様性保全機能の発揮を第一とすべき森林
- ・原則として自然の推移に委ね、野生生物の生育・生息 環境の保全に配慮

③ 森林空間利用タイプ

- ・保健、レクリエーション、文化機能の発揮を第一と すべき森林
- 景観の向上やレクリエーションを考慮した保育や間伐 を実施
- 必要に応じ、遊歩道等を整備

④ 快適環境形成タイプ (該当なし)

・快適な環境の形成の機能の発揮を第一とすべき森林

⑤ 水源涵養タイプ

- ・水源の涵養の機能の発揮を第一とすべき森林
- 森林土壌を維持し、根系や下層植生が発達するよう、 森林を整備



襟裳岬(日高南部署)

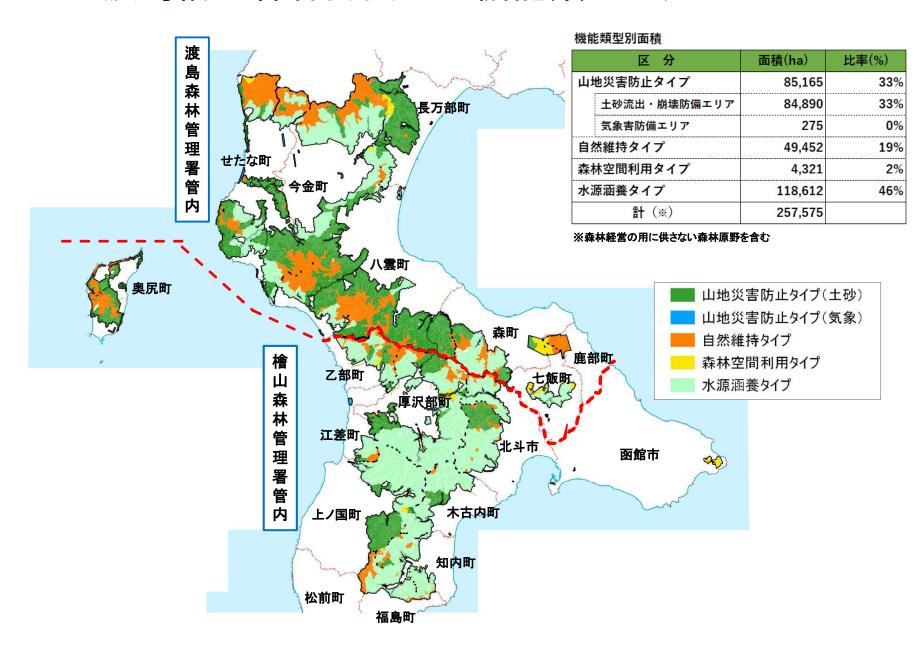


日高山脈襟裳国定公園に 指定されている神威岳 (日高南部署)

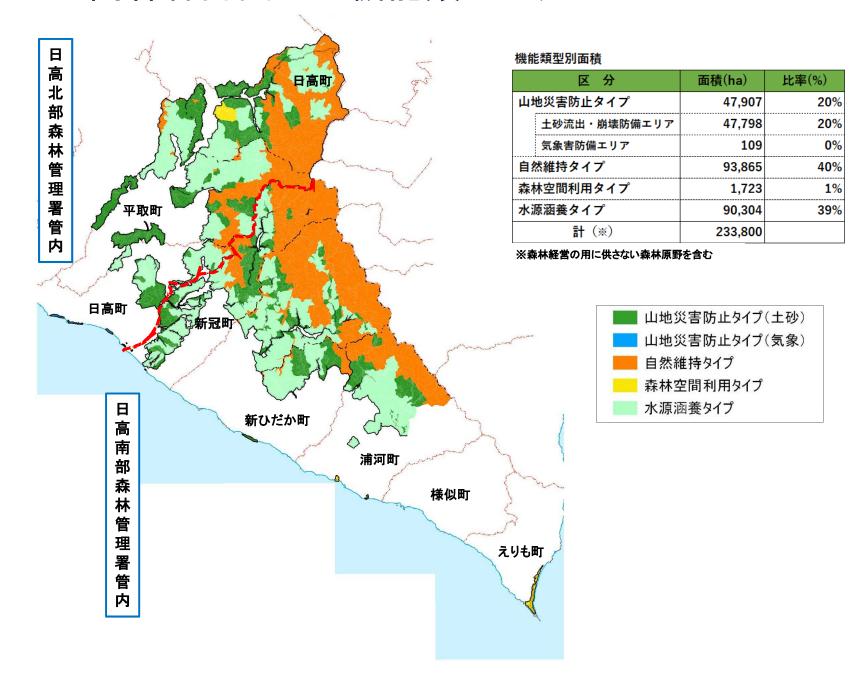


清流を育む森林 (渡島署)

〇 渡島檜山森林計画区の機能類型区分



〇 日高森林計画区の機能類型区分



(3)森林の流域管理システムの下での森林·林業再生に向けた貢献 に必要な事項

- ・流域森林・林業活性化協議会等の場を通じ、道、市町村等 との連携を図りながら、地域の森林・林業の再生に貢献
- ・民有林に導入された森林経営管理制度が円滑に機能するよう、国有林野事業においても積極的に取り組む

① 林業の成長産業化等に向けた技術開発・実証と普及

- ・コンテナ苗の活用
- ・伐採・造林の一貫作業システムの推進
- ・無人航空機(UAV)等の先端技術の活用 など、低コストで効率的な作業システムの確立と普及に 取り組む

② 林業事業体の育成

- ・労働安全衛生対策に配慮した事業実行の指導
- ・森林経営管理制度の定着に向けて、意欲と能力のある林業 経営者の受注機会の拡大への配慮
- ・国有林の多様な立地を活かした現地検討会の開催や、先駆的な技術の実証等を通じた林業経営者の育成

等に取り組む



ドローン講習会 (檜山署)



コンテナ苗の植付作業(渡島署)



多目的造林機械の検証

- (3) 森林の流域管理システムの下での森林・林業再生に向けた貢献に必要な事項 (つづき)
- ③ 民有林と連携した施業や民有林材との協調出荷の推進 森林共同施業団地の設定、土場の共同利用、 民有林材との協調出荷等に取り組む
- ④ 森林・林業技術者等の育成と森林総合監理士等による 技術支援



森林共同施業団地における木材生産

- ・市町村の森林・林業行政の支援のための森林総合監理士(フォレスター)の育成
- 森林経営管理制度の構築を踏まえ、自ら森林経営を行う市町村への技術情報の提供等の支援
- ・北海道立北の森づくり専門学院へのフィールドの提供等の協力 等に取り組む

⑤ その他

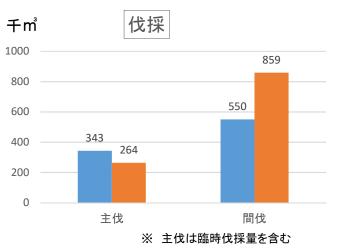
民有林と連携したエゾシカ対策に取り組む

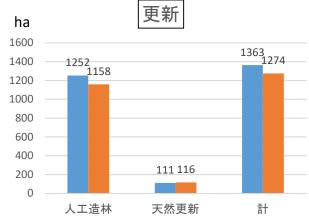


(4) 主要事業の実施に関する事項

〇 渡島檜山森林計画区の主要事業量

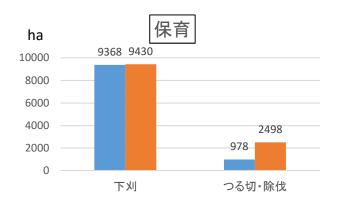
※ **国有林野施業実施計画**において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を 計上 (ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のみの計画)

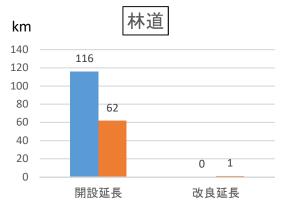




■現行計画 ■次期計画

(注) 天然力を活用した多様な森林 づくりを推進する観点から、人工 造林で計画する林分についても、 現地の状況に応じて、同一林分内 できめ細かく人工造林と天然更新 を行う。





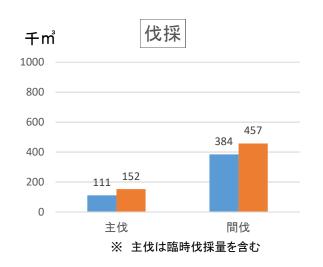


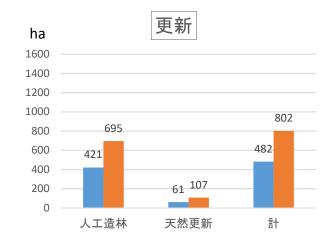
風倒木処理(渡島署)

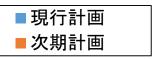
(4) 主要事業の実施に関する事項 (つづき)

〇 日高森林計画区の主要事業量

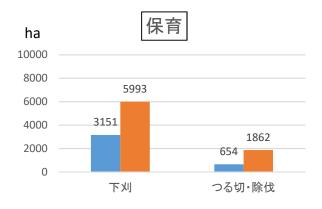
※ **国有林野施業実施計画**において、これに即して事業予定地を積み上げて、事業量を 計上 (ただし、保育量は事業予定地の積み上げではなく、総量のみの計画)

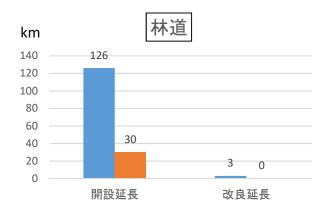






(注) 天然力を活用した多様な森林 づくりを推進する観点から、人工 造林で計画する林分についても、 現地の状況に応じて、同一林分内 できめ細かく人工造林と天然更新 を行う。







天然更新補助作業

(5) その他必要な事項

① 水源となっている森林への配慮

- ・水源涵養機能を持続的に発揮させるための間伐
- ・水質汚濁の防止に配慮した森林施業を推進

② 路網の整備

- ・林道(林業専用道を含む)と森林作業道の適切な組合せ
- ・自然・社会的条件の良い森林における路網の重点的な整備 を推進

③ 治山事業

事前防災・減災の考え方に立ち、次のことを推進

- 保安林の整備
- ・流木対策を含め、渓間工・山腹工等の治山施設の整備
- ・駒ヶ岳の土石流対策〔渡島檜山計画区〕、海岸線の急傾斜地での山腹工 〔渡島檜山計画区〕、沙流川水系における関連事業との連携〔日高計画 区〕、襟裳岬周辺のクロマツ林の保育〔日高計画区〕

④ 地況林況調査の実施

国有林の管理経営を適切に進めていくため、地況・林況調査を計画的に実施



林業専用道(渡島署)



スリットダムによる流木の 捕捉(日高北部署)



地況林況調査(日高南部署)

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(1)巡視に関する事項

① 森林火災防止等の森林保全巡視

- 森林火災の発生防止等のための啓発活動
- ・ 巡視による森林被害の発生状況や不法投棄の把握

等に努める



日高地方に生育するヒダカミセバヤ

② 境界の保全管理

境界標の確認、不明標の復元 等を実施

不明となった境界標の検測



(2)森林病害虫の駆除又はそのまん延の防止に関する事項

森林病害虫や野生鳥獣による被害の早期発見・ 早期防除に努める



ネズミの食害により 剥皮されたトドマツ

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

(3) 特に保護を図るべき森林に関する事項

① 希少種の保護

- 生物多様性保全の観点から、環境行政とも 連携し、希少種の保護等に努める
- ・例えば、クマゲラ、クマタカ、シマフクロウ等 の生息環境の保全

② 保護林の設定

国有林野事業独自の森林保護制度である 保護林を設定し、それぞれの設定目的に応 じた保護管理を行う

森林生態系保護地域

我が国の気候帯又は森林帯を代表する原生的な天然林を 保護・管理 (原則 2,000ha以上)

生物群集保護林

地域固有の生物群集を有する森林を保護・管理 (原則 300ha以上)

希少個体群保護林

希少な野生生物の生育・生息に必要な森林を保護・管理し、 当該野生生物の個体群の持続性を向上 (原則 5ha以上)



国の天然記念物に指定されているクマゲラ



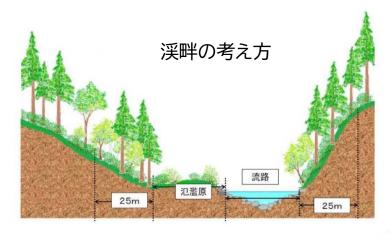
狩場山地須築川源流部森林生態系保護地域 (渡島署)

2 国有林野の維持及び保存に関する事項

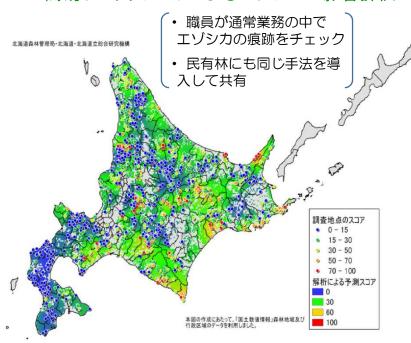
(4) その他必要な事項

① 渓畔周辺の取扱い

- ・ 渓畔周辺(水辺から概ね片側25m)は、 水系への土砂流出の抑制、野生生物の 生育・生息場所や移動経路の提供等の 場として重要
- 上流から下流までの連続性の確保に努める



簡易チェックシートによるエゾシカの影響評価



② エゾシカ被害への対応

- ・北海道が策定した「北海道エゾシカ管 理計画」に基づき、個体数調整に取り 組む
- 生息状況、被害動向等について情報 収集
- ・狩猟期間内において各種事業と狩猟 との調整を計画的に行い、狩猟におけ る安全対策の徹底について啓発を図

【これまでの対応例】

檜山森林管理署では、自治体の協議会に参画して「くくりワナ」を貸し出し、地域におけるエゾシカ対策の取組を実施

3 林産物の供給に関する事項

(1) 木材の安定的な取引関係の確立に関する事項

① 計画的な林産物の供給

- ・施業の結果得られる木材等林産物を、計画的に供給
- ・公売やシステム販売^(注)により安定的に供給

(注) システム販売:

「国有林材の安定供給システムによる販売」の略称。製材工場、合板工場など需用者と事前に協定を締結し、丸太や立木を協定の相手方に安定的・計画的に供給する販売方法。協定の締結先は、販売数量等を公告して募り、国産材の需要拡大や加工・流通の合理化等についての提案を審査して選考する。



椪積が終わり出荷を待つトドマツ (渡島署)

令和元年度から、道産木材の高付加価値化に向けて、一定の太さ・品質を満たす良材を建築材として利用するためのシステム販売に取り組んでおり、今後も継続して実施する予定。

② 効率的な素材生産

・低コスト・高効率な作業システムにより、効率的な素材生産を推進



ハーベスタによる造材作業 (渡島署)



山元土場(日高南部署)

(2) その他必要な事項

① 木材利用の促進

公共施設や公共事業等への木材利用を促進する ため、地方公共団体への情報提供等に努める

② 国有林野事業における木材利用

・治山・林道工事等において、間伐材等を使用した_{【令和元年度 林地未利用材の販売状況}】 工法を積極的に採用するなど、国有林野事業自ら の木材利用に取り組む

③ 利用が低位な木材の有効活用

・端材や林地残材等について、地域のエネルギー資 源として有効活用に努める

(4) 特産樹種の安定供給と活用

・ 道南スギの活用〔渡島檜山計画区〕、バット材とし てのアオダモの安定供給[日高計画区]に努める



治山工事における間伐材利用 (渡島署)

地区	落札物件数	落札数量(㎡)
札幌	1 2	6, 951
旭川	2	4 7 7
北見	3	7 4 8
帯広	1 2	8, 647
函館	_	-
計	2 9	16, 823







アオダモを育てる (日高南部署)

4 国有林野の活用に関する事項

(1) 国有林野の活用の推進方針

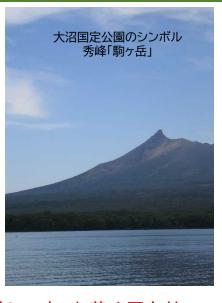
- ・国有林野の活用に当たっては、公益的機能 の発揮等との調整を図りつつ、地域社会の 活性化に資するよう積極的に推進
- ・保健・文化・教育的利用が適当な国有林野 を、「レクリエーションの森」として国民の利 用に供する
- ・特に観光資源としての活用の推進が期待される「日本美しの森 お薦め国有林」において、観光客への情報発信と重点的な環境整備を実施

(2) 国有林野の活用の具体的手法

・公用・公共用・公益事業用地としての活用については、法令等に基づき、貸付、売払い等の手法により実施



縁桂 (檜山署)



「日本美しの森 お薦め国有林」

計画区	名 称
渡島檜山 計画区	美利河·二股自然休養林 縁桂風景林
日高計画区	えりも風景林 日高自然の森 自然観察教育林

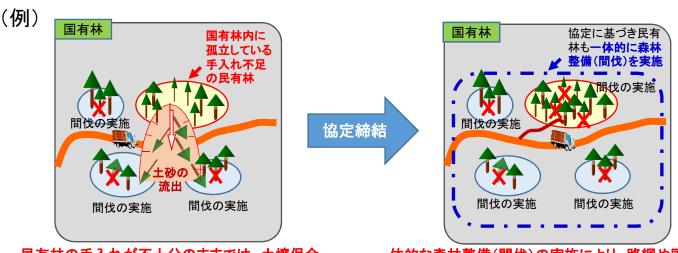


美利河二股自然休養林 (渡島署)

5 公益的機能維持増進協定に基づき国有林野と一体的に <u>行う民有林野の整備及び</u>保全に関する事項

(1) 公益的機能維持増進協定の設定に関する基本的な方針

・国有林に隣接・介在する民有林において、森林所有者等による施業が十分に行われず、そのことにより国有林の公益的機能に悪影響を及ぼしている場合は、国有林と一体的に整備・保全を行うため、所有者等と「公益的機能維持増進協定」の締結に努める



民有林の手入れが不十分のままでは、土壌保全機能が低下し、国有林にも影響が生ずるおそれ

一体的な森林整備(間伐)の実施により、路網や国有林へ の影響が回避され、区域全体で公益的機能を維持増進

(2) 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが適当な民有林野の整備及び保全に関する事項

(該当なし)

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(1) 国民参加の森林に関する事項

国有林野の多様で豊かな自然環境や人材を活用し、森林環境教育、森林とのふれあい等の要請に応えるため、協定を締結して、フィールドの提供や技術指導を行う 協定締結による国民参加の森林づくと

① ふれあいの森

・自主的な森林整備活動の場として設定

② 社会貢献の森

・企業のCSR活動等を目的とした森林整備活動の 場として設定

③ 木の文化を支える森

・歴史的な木造建築物などの資材確保のための 森林整備や保全活動の場として設定

④ 遊々の森

森林環境教育の場として設定

⑤ 多様な活動の森

①~④に分類できない活動の場として設定

協定締結による国民参加の森林づくり 設定状況

渡島檜山計画区	箇所数	面積(ha)
社会貢献の森	1	2
木の文化を支える森	1	5
遊々の森	4	97

日高計画区	箇所数	面積(ha)
ふれあいの森	2	666
社会貢献の森	1	1
多様な活動の森	1	1



遊々の森で 子ども樹木博士に 挑戦(檜山署)

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(2) 分収林に関する事項

- 分収林制度^(注)の活用による森林整備を推進
- ・特に、企業等による社会・環境貢献活動としての「法人の森林」の設定を 進める

分収林の設定状況

渡島檜山計画区	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	60	260
分収育林	42	176
計	102	436
うち「法人の森林」	16	83

日高計画区	契約箇所数	面積(ha)
分収造林	9	23
分収育林	20	79
計	29	102
うち「法人の森林」	4	16



「法人の森」にて除伐活動(檜山署)

(注) 分収林制度:

- 森林を所有する者、造林又は保育を行う者、費用を負担する者の2者又は3者で契約を結び、森林を造成し、伐採後に収益を一定の割合で分け合う制度。
- 国有林野事業における分収林は、契約相手方が造林・ 保育を行う「分収造林」と、育成途上の森林について 契約相手方が費用の一部を負担して国が保育を行う 「分収育林」がある。

6 国民の参加による森林の整備に関する事項

(3) その他必要な事項

① 国有林野事業への理解と支援に向けた多様な情報受発信

- ・地域で開かれる自然教育活動への協力等を 通じ、国民に対して森林・林業に関する情報提 供や普及・啓発に努める
- ・国有林モニター制度^(注)等の活用により、国民 の要請を把握し、管理経営に反映



国有林モニターによる視察

(注) 国有林モニター:

公募により選定したモニターに、幅 広く情報を提供し、アンケートや意 見交換を通じて意見・要望等をいた だく制度

② 森林環境教育の推進

- ・「遊々の森」の活用を図るとともに、指導者の派遣や紹介、森林環境教育に適したフィールドの情報提供等を進める
- ・木材への親しみや木の文化への理解を 深める「木育」に取り組む



小学生への森林環境教育 (渡鳥署)

③ 森林の整備・保全等への国民参加

・「ふれあいの森」、「社会貢献の森」の活用等により、フィールド提供や技術 指導など、多様な取組を進める

小学校の木工教室で(檜山署)

・森林管理署は、国民参加の森林づくりに関する支援窓口となるよう努める

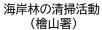
(参考)

教育関係機関等との連携による森林環境教育の取組状況 (平成30年度実績)

渡島檜山 計画区	保育園・幼稚園	小学校	中学校	高校•大学	その他	計
回数	1	4	1	2	ı	7
参加者数	1	227	61	270	ı	558

日高 計画区	保育園·幼稚園	小学校	中学校	高校•大学	その他	計
回数	1	3	2	1	1	6
参加者数	_	86	72	38	_	196







紙芝居で森林の大切さを (日高南部署)

全道計	保育園•幼稚園	小学校	中学校	高校•大学	その他	詰
回数	27	42	13	9	44	135
参加者数	131	3, 458	897	2, 899	6, 252	13, 637

[※] 回数には間伐材ツリーの展示や木のプール・おもちゃの貸与を含む

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(1) 林業技術の開発、指導及び普及に関する事項

① 林業技術の開発

研究機関へのフィールドの提供等により、基礎技術の開発に協力

② 林業技術の普及

北海道や市町村、研究機関等と連携しながら、国有 林のフィールドを活用した現地検討会の開催等により、技術開発成果の普及・定着に努める



渡島檜山地域林政連絡会議の 現地検討会

(2) 地域の振興に関する事項

- 国有林は、国民共通の財産であるとともに、それぞれの地域における資源でもあり、地域振興への寄与は国有林野事業の重要な使命の一つ
- ・国有林野事業の諸活動と国有林野の多様な利活用、「森林・林業再生への貢献を通じて、地域産業の振興、住民の福祉の向上、美しく伝統ある農山漁村の次世代への継承等に寄与するよう努める

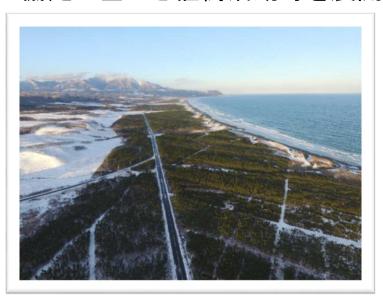


今もなお噴気を上げる 活火山「恵山」(檜山署)

7 その他国有林野の管理経営に関し必要な事項

(3) その他必要な事項

- ① 豊かな海づくりのための活動推進
- ・ 漁業関係者と締結した協定に基づき植樹活動等を展開



よみがえった「えりもの森」 (日高南部署)

- ② アイヌ文化の振興 [日高計画区]
- ・アイヌ文化の振興等に利用するための林産物の採取にかかる共用林野の設定を検討(平取町、新ひだか町)
- ・「21世紀・アイヌ文化伝承の森再生計画」の協定に基づく取組を進める (平取町)

Ⅲ 地域管理経営計画・国有林野施業実施計画の変更計画の概要

・<u>7つの森林計画区において、「森林整備の必要箇所の精査による事業量の変更」、「保安</u> 林機能の回復に必要な治山事業の追加」、「レクリエーションの森の指定面積と機能類型 区分ごとの面積の変更」を行う。

【後志胆振計画区】

機能類型区分	変更前	変更後	増減
自然維持タイプ(ha)	45,914	45,860	▲ 54
森林空間利用タイプ(ha)	14,314	14,368	+54

《狩場山自然休養林》(レク森)

ゾーン区分	変更前	変更後	増減
野外スポーツ(ha)	610	986	+376
風景(ha)	1,224	75	▲ 1,149
計	1,834	1,061	▲ 773

【上川北部計画区】

治山事業 (渓間工4箇所、山腹工1箇所の追加)

【釧路根室計画区】

レク森(風景林1箇所)の指定解除(198ha)

【網走東部計画区】

レク森(自然観察教育林2箇所、風景林4箇所)の指 定解除(1,339ha)

【留萌計画区】

	変更前	変更後	増減
主伐 (m3)	36,195	35,648	▲ 547
間伐 (m3)	198,685	201,629	+2,944
人工造林 (ha)	257	255	▲2
天然更新(ha)	86	83	▲3
下刈 (ha)	10,660	10,585	▲ 75

【胆振東部計画区】

	変更前	変更後	増減
間伐 (m3)	236,977	228,789	▲8,188
臨時伐採量 (m3)	66,500	74,700	+8,200

レク森(野外スポーツ地域1箇所、風景林4箇所、単独 施設1箇所)の指定解除(868ha)

【宗谷計画区】

	変更前	変更後	増減
間伐 (m3)	224,053	219,656	▲ 4,397
臨時伐採量 (m3)	45,000	65,000	+20,000

レク森(風景林5箇所)の指定解除(60ha)

- ・また、すべての計画区において、地域管理経営計画の別冊「各機能類型に応じた管理経営の指針」を変更。変更点は以下のとおり。
 - → 森林生態系保護地域及び生物群集保護林について、保全利用地区を設けない場合に、その外接する森林における留意点を、新たに「IV 各機能類型に共通の留意点」として次の一文を加筆。

森林生態系保護地域及び生物群集保護林の保存地区に外接する森林(保護林界から50m以上の幅を目安とする。)においては、当該保護林の急激な環境の変化を避けるために、①天然生林では、原則として伐採を伴う森林施業は行わないこととし、②育成単層林及び育成複層林では、原則として皆伐は行わず、皿に定める機能類型ごとの管理経営の指針の範囲内で、複層伐及び択伐を中心とした森林施業を行うことにより将来的に天然林への移行を図る、あるいは天然林として維持することにより

ることとする。

「皿 機能類型ごとの 管理経営の指針」

国有林野における「山地災害防止タイプ」、「自然維持タイプ」、「自然維持タイプ」、「森林空間利用タイプ」、「快適環境形成タイプ」及び「水源涵養タイプ」の各機能類型ごとに、管理経営に当たって留意する事項を掲げたもの

- 平成27年度の保護林制度の改正に伴い、森林生態系保護地域と生物群集保護林では、 原則として保存地区(コアゾーン)と保全利用地区(バッファーゾーン)の地帯区分を行うこと になったところ
- 保護林管理委員会での検討の結果、この制度改正以前からの既設保護林については、 保護林の区域が明瞭な尾根等の地勢線で区切られる場合は、保全利用地区を設けない 代わりに、外接する森林の取扱いを配慮することとしたもの



既設保護林で、明瞭な地勢線で区切られる 場合は、保全利用地区を設けない

外接森林が

- ① 天然生林(=天然林)の場合 ・原則、伐採は行わない
- ② 育成単層林(≒人工林)及び育成複層林(人工林または天然林)の場合 ・皆伐は行わない
 - ・(人工林の場合)複層伐・択伐により天然林への移行を図る
 - ・(天然林の場合)天然林として維持する